

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2021

月刊

中小企業レポート

3

No.532

長野県中小企業団体中央会

特集

労働局からのお知らせ



デジタル化投資、DX、カーボンニュートラル等
事業者さまの成長戦略に

けんしん BANK

成長戦略促進 ローン



事業の持続可能性を高めるため、デジタル技術の活用や脱炭素等、
新たな事業価値の創造を図るなど、成長戦略にかかわる資金として、お役立てください。

【主な例】

- デジタル化によるシステム導入資金
- 脱炭素等の環境負荷低減に関する設備資金
- 生産性の向上、新分野進出、新サービスの展開等に伴う資金
- 成長戦略に基づく土地購入、建物取得等にかかる資金
- 雇用促進、従業員教育にかかわる資金

※審査の結果、ご融資できない場合がございます。●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

けんしん BANK

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2021

3

No.532

- 2 **特集**
労働局からのお知らせ
- 8 **中央会インフォメーション**
- 17 **市町村のイチオシ!**
木島平村
- 18 **好機逸すべからず**
株式会社共栄測量設計社（長野市）
泰成株式会社（駒ヶ根市）
- 20 **街の法律家 行政書士に聞く**
「多文化共生」



〈表紙写真〉高社山

木島平村のシンボルでもある標高1351.5mの高社山。四季を通じて美しい姿が特徴の、奥信濃を代表する山のひとつです。木島平村、中野市、山ノ内町の境界にそびえており、長い裾野を引くその形から「高井富士」とも呼ばれています。

夏山登山ルートは初心者にも比較的登りやすく、越年登山や学校登山も行われています。山頂からは見晴らしがよく、360度の大自然は必見です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を拡充しました

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末日まで（緊急対応期間）の休業等に適用されます。

主な特例措置内容

- 生産指標要件を緩和：1か月5%以上減少
- 対象となる休業
雇用保険被保険者でない労働者の休業・緊急雇用安定助成金(令和2年4月1日創設)
- 休業規模要件：1/40（中小）、1/30（大企業）に規模要件を緩和
- 休業・教育訓練の助成率
 - ・中小企業：4/5(解雇等を行っていない場合は10/10)
 - ・大企業：2/3(解雇等を行っていない場合は3/4)*

※緊急事態宣言対象区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供を控えることに協力する飲食店等又は生産指標（売上等）が前年又は前々年同期と比べ3か月の平均値で30%以上減少した全国の大企業に関しては、緊急事態宣言対応特例として、助成率を4/5（解雇等を行っていない場合は10/10）に引き上げます。
- 日額上限額：15,000円
- 教育訓練が必要な雇用保険被保険者に対する教育訓練の加算額
 - ・中小企業：2,400円（日）
 - ・大企業：1,800円（日）
- 短時間休業：一斉休業の要件を緩和



○**支給限度日数**：1年100日、3年150日 +上記の期間中に受給した日数

○**残業相殺**：残業相殺を停止

○**計画届**：計画届の提出を不要

○**助成金算定上の特例（申請の簡略化）**

小規模事業主（従業員が概ね20人以下）の場合は、実際に支払う休業手当の総額を使用することが可能です。

本助成金の要件や手続き等については、長野労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給に当たり、事業主の皆様のご協力をお願いします

○**対象者**

① 令和2年10月1日から令和3年2月28日までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させた中小企業に雇用される労働者

② その休業に対する賃金（休業手当）を受け取ることができない方

※令和3年1月8日以降、事業主が休業させ、休業手当を受けていない大企業に雇用されるシフト労働者等（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

⇒ 厚生労働省令の改正等が必要であり、令和3年2月8日時点での予定です。

○**支給金額の算定方法**

休業前の1日あたり平均賃金×80%（1日あたり支給金額上限は、11,000円）

×（各月の日数（30日又は31日）－就労した又は労働者の事情で休んだ日数）

○**申請期限**

休業した期間	申請期限
令和2年10月～12月	令和3年3月31日（水曜日）
令和3年1月から緊急事態宣言解除がされた日の属する月の翌月末	緊急事態宣言解除がされた日の属する月から4か月を経過する月の月末

※令和2年4～9月の休業期間に係る申請については、原則として受付終了。

（10/30に公表したリーフレットの対象となる方（日々雇用、登録型派遣労働者等）で、要件を満たしている場合には、特例として令和3年3月31日（水）まで申請の受付が可能）

○**申請方法**

郵送、オンライン

○**問い合わせ先**

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

【電話】0120(221)276 【時間】月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

2021年4月～

36協定届が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

2021年4月から36協定届の様式が新しくなります

36協定届における押印・署名の廃止

- ▶ 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。
※記名はしていただく必要があります。

36協定の協定当事者に関する チェックボックスの新設

- ▶ 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表※)についてのチェックボックスが新設されます。
※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者



36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

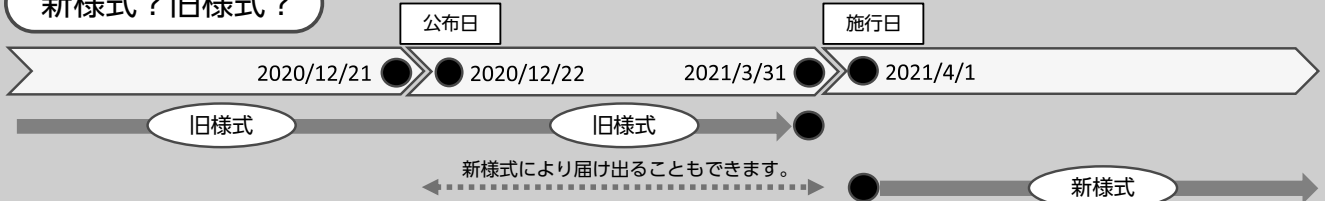
- ✓ 労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること



過半数代表者の選任にあたっての留意事項

- ✓ 管理監督者でないこと
- ✓ 36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
- ✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

新様式？旧様式？



※施行日までの間であっても、押印又は署名がなくとも届け出ることができます。
※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出することもできます。

Q 時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの？

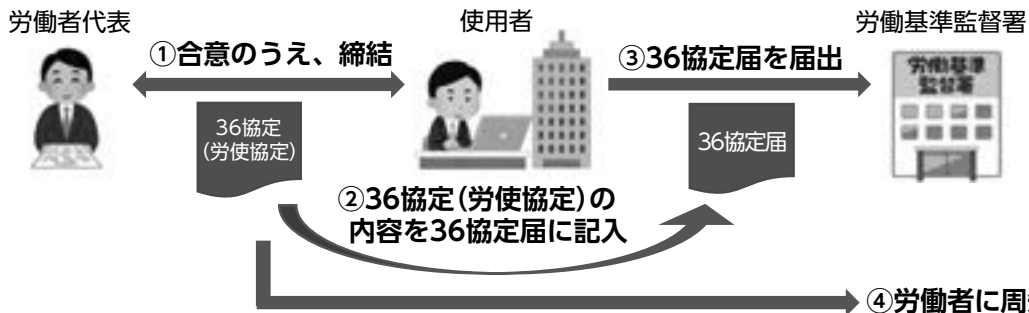
① 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定（労使協定）を締結

② 36協定（労使協定）の内容を36協定届（様式第9号等）に記入

③ 36協定届を労働基準監督署に届出

電子申請による
届出が可能

④ 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知



📄 36協定届様式のダウンロード



📄 そのまま出せる36協定届を作成



📄 36協定届の電子申請はこちら



労働基準関係主要様式 検索

スタートアップ労働条件 検索

労基法等 電子 検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

36協定届の記載例 (様式第9号(第16条第1項関係))

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようしてください。

なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

◆36協定で締結した内容を協定届（本様式）に転記して届け出てください。

36協定届（本様式）を用いて36協定を締結することもできます。

その場合には、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結することが必要です。必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

◆36協定の届出は電子申請でも行うことができます。

◆（任意）の欄は、記載しなくても構いません。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とすることが望ましいです。

労働保険番号・法人番号を記載してください。

表面

事業場（工場、支店、営業所等）ごとに協定してください。

労働保険番号
法人番号

事業場の種類		事業場の名称		事業場の所在地（電話番号）		協定の有効期間				
金属製品製造業		〇〇金属工業株式会社 〇〇工場		〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		〇〇〇〇年4月1日から1年間				
時間外労働 ① 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事象	業務の種類	労働者数 (月1日以上の平均)	所定労働時間 (1日) (1時間)	協定労働時間 (1日) (1時間)	協定労働時間を超える時間数 (1日) (1時間)	協定労働時間を超える時間数 (1日) (1時間)	協定労働時間を超える時間数 (1日) (1時間)	協定労働時間を超える時間数 (1日) (1時間)	協定労働時間を超える時間数 (1日) (1時間)
	受注の集中	設計	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	370時間
	製品不具合への対応	検査	10人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
	臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
時間外労働 ② 1年単位の定形労働時間制により労働する労働者	月末の決算事務	経理	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
	棚卸	購買	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間
休日労働		業務の種類	労働者数 (月1日以上の平均)	所定休日 (1日)	労働させることができる協定休日 (1日)	労働させることができる協定休日における協定の有効期間				
受注の集中		設計	10人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30				
臨時の受注、納期変更		機械組立	20人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30				

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1ヶ月について120時間未満でなければならず、かつ3ヶ月から6ヶ月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスにチェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

管理監督者は労働者代表にはなれません。

検査課主任
山田花子

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の氏名）の選出方法 投票による選挙

協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合であること。 (チェックボックスにチェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第14条第3項に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等を締結することを明らかにして実施される投票、選挙の方法による手続により選出された者であつて協定の締結に基づき選出されたものであること。 (チェックボックスにチェック)

旧様式で届け出る場合は、点線枠内の記載を余白に追記するか、点線枠内の記載を転記した紙を添付してください。

工場長
田中太郎

協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・押印が必要です。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合には、形式上の要件に適合している協定届とはなりません。

対象期間が3か月を超える1年単位の变形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

1年の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。

安全衛生教育の実施について ～社員への教育・研修は安全対策の基本です～

長野労働局労働基準部 健康安全課

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響が世界規模で拡大し、未曾有の国難とも言うべき厳しい状況に立ち至りました。県内においても、医療現場への多大な影響はもちろんのこと、企業経営や地域経済、そして雇用・労働環境にも極めて大きな影響が及んでいます。そのような中ですが、来月には新年度が始まり、新規採用者など、新たにその仕事を始める方も出てくると思います。本稿では、そのような方々の安全と健康を確保するための「安全衛生教育」について、お話しさせていただきます。

1 安全衛生教育とは

(1) 安全衛生教育の必要性

① 法令上の規定

労働安全衛生法令では、①新たに労働者を雇い入れたとき、②労働者の作業内容を変更したとき（①及び②で雇入れ時等教育）、③労働者を特定の危険・有害業務に就業させるとき（特別教育）、④特定業種で新たに職長を就任させるとき（職長教育）について、事業者は、当該労働者等に安全衛生教育を実施することとされています。

それぞれの教育には必要な科目が（③と④についてはその時間数も）決められていますが、講師要件は特になく、その職場内で作業内容に詳しい方が講師となって実施することとされています。なお、一部の特別教育については、教育研修機関において有料で開催している場合もあるので、講師やテキストの準備が難しければ、そういった場を活用するのも一法です。

以上が法令上義務付けられている安全衛生教育になりますが、それ以外にも、従業員の安全と健康の確保のため、定期的に教育・研修を実施することも有効です。

② 安全衛生教育の効果

上の①で挙げたような法令上義務となっている安全衛生教育については、特定の業務に初めて就く方向けに、その業務において労災を起こさないための注意点をレクチャーするものになります。こちらは効果を論じる前に必ず実施い

ただようお願いします。

ただ、実際に経験年数別の労災発生率を見ると、経験年数1年未満の就業直後の方が明らかに高くなっています（【表1】）。これは業務に慣れていないことで、作業中に労災防止を考えるだけの余裕がないことでもあります。最初に「まず何よりも安全を第一に考え、特に〇〇に注意すること！」というように徹底して教育しておくことで、防ぐことができる労災も多くあります。

【表1】経験年数別労災発生率（千人率）

経験年数	1未満	1～2	3～4	5～9	10以上
就業者数	93,100	124,400	874,00	154,900	428,800
死傷者数	464	381	325	369	658
労災発生率	4.98	3.06	2.69	2.38	1.53

※ 本表は、H29就業構造基本調査（総務省）及びR1労働災害調査（厚生労働省）からの推計

また、その他の安全衛生教育についてですが、参考として、以下の好事例を紹介します。

事業場Aにおける取組事例

【事業概要等】

- ・ ステンレス鋼、高機能材等を生産。
- ・ 従業員の4割が45歳以上。

【対策導入の経緯】

- ・ 10年間で約220件の労災が発生。
 - ・ 4割が40歳以上と、中高年労働者に多発。
 - ・ 発生原因は①不安全行為・省略行為、②単独作業での無理、③加齢での運動機能低下。
- ⇒ ①慣れによる不安全行為・省略行為、②安全優先の考えの不徹底、③他従業員への配慮と自身の業務への誇りの欠如、④自身の運動機能低下の無自覚、が根本原因と断定。

【対策の内容】

- ・ ①自身の運動機能の自覚、②作業基準の遵守、③従業員に期待すること、に着眼とした安全衛生教育を実施。
- ・ 教育対象は40歳以上の全従業員で、年2回、1回当たり2時間実施。

【対策の効果】

- ・ 導入後8年間、中高年労働者の労災ゼロ。

この例のように、それぞれの従業員の課題を踏まえた教育は、大きな効果を発揮しますので、是非積極的に実施してください。

なお、こちらの例は中高年労働者の労災防止を目的に行われていますが、近年では中高年労働者、特に高年齢労働者の事故が増加傾向にあり、雇入れ時だけでなく、中高年労働者等も含めた継続的な安全衛生教育の必要性が増してきていることにも、注意いただければと思います。

(2)安全衛生教育実施時の注意点

さて、これらの安全衛生教育を実施するに当たって、その効果を最大にするためには、いくつかの注意点が 있습니다。教育は一部の実技科目を除いて座学によって実施されることが多くなりますが、安全衛生教育の目的別で分けると、

- ① 安全な業務のために注意すべきポイントを学習する(主に雇入れ時等教育などの法定教育)
- ② 普段から行っている業務について、既知のことも含めて「気づき」を促す(主に法定外の自主的な教育)

の2種類に大別されます。①と②では適切な方法、早さ、深さが異なるため、これらは厳密に切り離して実施することが必要です。①については初めてのことを教授することになるため、ティーチング(学校の授業のようなもの)のみになりますが、②については、場合に応じてコーチング(問答によって被教育者に答えを見つけさせるもの)やOJT(普段の作業風景を講師に見てもらって意見をもらうなど)が効果的な場合もあります。

また、特に①の場合は受け身の座学のみで終わってしまうことが多いため、その内容を普段の業務に落とし込み、定着を図るための取組も(法定義務ではありませんが)重要です。雇入れ時等

教育が終わった直後はOJTで定着度合いを確認するなどしていく方法が考えられます。

2 長野労働局の取組

長野労働局では、毎春、「信州・春の安全衛生教育推進運動」を展開しています。要綱概要は以下のとおりですので、皆様の事業場においても、是非積極的に取り組んでいただければと思います。

信州・春の安全衛生教育推進運動

【期間】

準備期間：R2.12.1～R3.2.28

本期間：R3.3.1～R3.5.31

【目的】

- ・ 「セーフティ・ファースト」の考え方を新人教育等において、労働者一人ひとりに浸透させ、地域全体の安全衛生意識を向上させる。

【準備期間中の実施事項】

- ・ 前年度の安全衛生教育実施状況を検証し、新年度の安全衛生教育計画を策定する。

【本期間中の実施事項】

- ・ 経営者、管理者は雇入れ時等安全衛生教育を確実に実施する。特に外国人労働者への安全衛生教育の実施に当たっては、当該外国人労働者の母国語を用いる、視聴覚教材を用いる等、確実に理解できる方法により実施するようにする。
 - ・ 労働者は、意欲的に安全衛生教育に参加し、安全衛生教育内容の実践を試みる。
- ※ 今年も、新型コロナウイルス感染症予防にも注意して実施することが重要です。密集・密接・密閉の「3つの密」な状況を作らないようにし、「5つの場面」に留意して、宿泊研修や研修後の懇親会の開催は慎重に行ってください。

3 おわりに

教育の適切な実施は、管理体制の構築と並んで、職場の安全・健康確保の柱です。また、手間はかかるものの、特化した経費はなくてもできる数少ない取組です。この機会に、これまでの安全衛生教育の実施状況や効果を見直してみただければ幸いです。

〈問合先〉長野労働局 労働基準部 健康安全課
電話番号：026-223-0554

中小企業の景況アンケート調査を実施

中小企業を取り巻く経済環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、依然として厳しい状況にあります。雇用調整助成金、持続化給付金など国の施策が打ち出されていますが、企業負担の増加も懸念されているところです。

本会では、長野県内の新型コロナウイルス感染症による企業の現状や見通し等をお聴きし、今後の中小企業支援のための資料とすることを目的に下記の内容で調査を行いました。

調査方法	本会会員(事業協同組合など)の構成員である中小企業1,027事業所に、巡回聴き取りやFAX回答にて調査
調査時点	令和3年1月4日～1月31日
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 現在の売り上げ等景況感の状況について(前年同月比で比較) 現在～今年後半までの景況の見通しについて(売り上げ等) 令和2年度年末一時金について 令和3年春季賃金改定見通しについて 雇用の見通しについて 資金繰りについて(現在～今年春まで) 新型コロナウイルス感染症感染拡大第3波の影響について 新型コロナウイルス感染症対策の施策活用について 新型コロナウイルス感染症対策の中小企業施策について国等への要望(自由記述)

景況アンケート結果

設問1. 現在の景況感は、1年前と比較して(売り上げ等)(前年同月比で比較、最悪月で回答)

	①良い	②前年同様	③悪い
1 製造業	12.6%	28.8%	58.6%
2 建設・同関連	11.2%	55.1%	33.7%
3 卸売業	12.3%	23.5%	64.2%
4 小売業	5.2%	28.9%	66.0%
5 サービス業	1.8%	28.0%	70.1%
全体	9.6%	38.1%	52.3%

設問2. 現在～今年春先の景況の見通しは(売り上げ等)

	①良い	②前年同様	③悪い
1 製造業	8.9%	32.1%	58.9%
2 建設・同関連	6.5%	50.9%	42.6%
3 卸売業	6.2%	34.6%	59.3%
4 小売業	3.1%	26.8%	70.1%
5 サービス業	3.0%	25.0%	72.0%
全体	6.3%	37.7%	56.0%

設問3. 令和2年 年末一時金について

	①引き上げた	②引き下げた	③変わらない	④実施しなかった
1 製造業	11.9%	20.9%	48.0%	19.2%
2 建設・同関連	21.1%	7.3%	54.6%	17.0%
3 卸売業	22.2%	21.0%	40.7%	16.0%
4 小売業	7.2%	5.2%	46.4%	41.2%
5 サービス業	6.7%	18.3%	48.2%	26.8%
全体	14.9%	13.9%	49.8%	21.4%

設問4. 令和3年 春季賃金改定見通しについて

	①引き上げる	②引き下げる	③現状維持	④未定
1 製造業	14.9%	2.0%	63.9%	19.2%
2 建設・同関連	18.5%	1.0%	62.4%	18.0%
3 卸売業	17.3%	0.0%	55.6%	27.2%
4 小売業	8.2%	5.2%	55.7%	30.9%
5 サービス業	6.1%	2.4%	61.6%	29.9%
全体	14.4%	1.9%	61.5%	22.2%

設問5. 雇用の見通しについて

	①増やす	②減らす	③現状維持
1 製造業	19.9%	3.6%	76.5%
2 建設・同関連	34.7%	1.6%	63.7%
3 卸売業	24.7%	2.5%	72.8%
4 小売業	11.3%	4.1%	84.5%
5 サービス業	15.9%	5.5%	78.7%
全体	24.3%	3.1%	72.5%

設問6. 資金繰りについて(現在～今年春先まで)

	①安定している	②やや逼迫している	③逼迫している
1 製造業	19.9%	3.6%	76.5%
2 建設・同関連	34.7%	1.6%	63.7%
3 卸売業	24.7%	2.5%	72.8%
4 小売業	11.3%	4.1%	84.5%
5 サービス業	15.9%	5.5%	78.7%
全体	24.3%	3.1%	72.5%

設問7. 新型コロナウイルス感染症感染拡大第3波の影響について

	①良い影響があった	②悪い影響があった	③影響は無い
1 製造業	0.7%	50.3%	49.0%
2 建設・同関連	0.8%	44.6%	54.6%
3 卸売業	3.7%	66.7%	29.6%
4 小売業	2.1%	74.2%	23.7%
5 サービス業	2.4%	75.0%	22.6%
全体	1.4%	55.7%	42.9%

設問8. 新型コロナウイルス感染症対策の施策の活用について(本年度8月以降に活用した施策)

	①政府系金融機関の融資制度	②長野県の制度資金	③その他の融資制度	④活用していない
1 製造業	15.9%	20.2%	14.9%	62.3%
2 建設・同関連	16.2%	16.2%	8.9%	66.1%
3 卸売業	23.5%	23.5%	8.6%	56.8%
4 小売業	13.4%	15.5%	7.2%	69.1%
5 サービス業	23.8%	22.6%	19.5%	50.6%
全体	16.9%	18.9%	12.2%	62.0%

次ページへ続く

	①雇用調整助成金	②持続化給付金	③家賃支援給付金	④小学校休業等対応助成金	⑤その他の補助金・助成金	⑥活用していない
1 製造業	34.1%	29.1%	7.3%	6.3%	6.6%	47.7%
2 建設・同関連	5.2%	38.9%	4.2%	3.1%	6.8%	50.7%
3 卸売業	19.8%	23.5%	8.6%	3.7%	6.2%	61.7%
4 小売業	4.1%	41.2%	8.2%	6.2%	8.2%	44.3%
5 サービス業	30.5%	39.0%	20.1%	3.7%	16.5%	40.2%
全体	18.8%	35.1%	8.4%	4.5%	8.4%	48.4%

設問9. 新型コロナウイルス感染症対策の中小企業施策について国等への要望

- 1位. 持続化給付金の追加実施 2位. 雇用調整助成金の特別措置の延長**
3位. 税負担の軽減措置

合計236件の要望が寄せられ、その中でも持続化給付金の追加、雇用調整助成金の特別措置の延長に関する要望が非常に多く、全体の7割となった。その他にも、借入金の猶予期間の延長措置や金利への補助救済等を求める内容、税負担の軽減、補助金・助成金等に関わる申請手続きの簡素化などの要望も多くみられた。

本会としての今後の取組みについて

1月の内閣府月例経済報告では「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然と厳しい状況にある」としているものの、「持ち直しの動きがみられる」としています。

しかしながら年末年始にかけて全国で新型コロナウイルスの感染者数が急増し、GoTo関連事業の停止、首都圏などに緊急事態宣言が再び発出されました。長野県は対象エリアに含まれてはいるものの、この間独自の警戒レベルが各地域で高まったこともあり、県民の行動や県内企業の活動は変化・停滞を余儀なくされています。今回の本会調査においても、新型コロナウイルスの影響により前年同期との景況感の比較、同じく今後後半までの見通しともに大変厳しいものとなりました。

未だ収束の気配がない新型コロナウイルス感染症により、地域中小企業にとって、その影響度合いはバラツキがあるものの、各企業は非接触、リモート化などの新しい生活様式への対応が求められ、更に、業態変更や新分野進出等が求められるケースも多数あり、資金・人材等経営資源に乏しい中小企業はその対応に苦慮しています。

本会は、コロナ禍を契機に、地域経済の担い手である中小企業の持続的発展のために、その経営の基盤となる中小企業組合等連携組織の役割と価値を再認識し、今まで以上に連携した取り組みを積極的に推進してまいります。

また、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の社会経済の変化に対応するための「中小企業等事業再構築促進事業」、「中小企業生産性革命推進事業」などを有効に活用しながら、業態変化や新分野への進出を目指す中小企業に全力で伴走型支援を行ってまいります。

他方では、経営環境変化への対応として、中小企業は新型コロナウイルス対策のための事業継続計画等や経営計画の策定が求められており、本会は、経営革新等認定支援機関として、経営革新計画の承認、事業継続力強化計画・経営力向上計画の認定に対応するとともに、今後を見据えて、長野県SDGs推進企業登録制度など必要な支援を続けてまいります。

連合長野との懇談会を開催

2月12日、長野市「ホテル国際21」にて、連合長野（日本労働組合総連合会長野県連合会）と春季生活闘争申し入れ懇談会を開催しました。

本会より黒岩清会長、高木・花村・高見澤副会長をはじめ労働問題協議会役員、長野地方最低賃金審議会委員・長野県労働委員会委員など13名が出席。連合長野から根橋美津人会長、副会長、事務局長など合わせて10名が出席し、根橋会長から黒岩会長への申し入れを受け、活発な意見交換が行われました。



本会から会員構成員事業所を対象として年に2回、1月と7月に実施している景況アン



ケートで、新型コロナウイルスの感染拡大が経済にも深刻な影響をもたらし、前年同時期に比べ景況感を「悪い」と回答した事業所が増加していることや、持続化給付金や雇用調整助成金など、各種中小企業支援策を活用してコロナ禍でも何とか事業継続や雇用維持に取り組む企業が多い現状を説明し、理解を求めました。

トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました

トラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。

こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図るため、平成30年12月、「貨物自動車運送事業法」が改正され、経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達のため、規制の適正化、事業者が遵守すべき事項の明確化、荷主対策の深度化などの措置が講じられてきました。

さらに国土交通省では、トラック輸送の「標準的な運賃」を定めることで、トラックドライバーの労働条件の改善やドライバー不足の解消、安定した輸送力の確保を図り、トラック運送事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う参考にするため告示しました。

トラック輸送の「標準的な運賃」にご理解・ご協力をお願い致します。

<https://www.jta.or.jp/rodotaisaku/hatarakikata/ninushi20201218.html>



県下初となる「特定地域づくり事業協同組合」の創立総会を開催 ～生坂村特定地域づくり事業協同組合～

1月29日、生坂村特定地域づくり事業協同組合の創立総会が開催されました。

発起人代表である社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の藤原久紀会長は挨拶で、「県下で初めての特定地域づくり事業を行う組合の設立。村内の担い手不足が深刻化する中、人材確保の新たな枠組みとして産業振興や地域活性化に繋げていきたい」と述べられ、労働者派遣事業を通して地域の担い手不足解消に向けた考えを示されました。

代表理事に就任した牛越宏通生坂村副村長は、「皆さんの協力がないと派遣事業は達成できない。働く場所がないと言われる中、その壁を取り払うものとして組合事業を活用していただきたい」と抱負を述べられました。



当組合は、昨年6月に施行された特定地域づくり事業推進法に基づき、労働者派遣事業など特定地域づくり事業の実施を目的に設立。組合員の業務内容を組み合わせることで年間を通じた仕事を創り出し、組合が雇用する職員を組合員のもとへ派遣します。安定した仕事を確保することで、移住者等の定着に繋げていくことが期待されており、長野県内の認定第1号に向けて準備を進めています。

パネルディスカッションを開催

～長野県印刷工業組合～

2月19日、長野県印刷工業組合がパネルディスカッション「台風19号豪雨災害から1年」を開催しました。

一昨年の台風19号災害により、当組合の一部の組合員においても甚大な浸水被害がありました。

そこで当組合では、被災した組合員企業に対し、組合が中心となって総勢約50名以上が集まり、片付け作業を行いました。その他にも、組合員間での社員の受け入れ(出向)や、組合会館の会議室の無償提供、仕事の代替など、組合として協力しながら復旧に取り組みました。

今回のパネルディスカッションでは、実際に被災された企業から、当時の経験を踏まえた報告や意見交換が行われました。被災後の組合内での連携協力の様子や、災害ゴミの処分方法、事業所の設備の被害状況と復旧方法など、多岐にわたる内容で、参加者が防災や事業継続に向けた今後の取り組みについて、真剣に考える機会となりました。



ヒノキ製の足踏み式消毒液スタンドを寄贈

～須高木材協同組合～

1月21日、須高木材協同組合は、ヒノキ材を使った消毒液スタンドを須崎市と高山村に寄贈しました。寄贈されたスタンドは、小中学校に設置され、新型コロナウイルスの感染予防に役立てられます。



また、このスタンドは、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、抗菌作用のあるヒノキで作られているだけでなく、手で直接触らずに手指が消毒できるよう、足でペダルを踏むと消毒液が出る仕組みになっており、容器を置く台の位置も調節できます。

ヒノキ木材特有の心地良い香りと温かみの特徴で、感染予防だけでなく、長野県が誇る高品質の木材を味わう機会となり、子どもたちが木の魅力に気づき、地元の産業に興味を持つことにもつながると期待されています。



駒ヶ根市と災害時協定を締結

～早太郎温泉事業協同組合～

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これまで確保してきた避難所だけでは、感染対策に必要なスペースが確保しきれないという問題があります。

特に近年は、自然災害等が増加の傾向にあり、非常時に備え、住民の安全に配慮した環境の整備が急務となっています。

そこで、1月12日、早太郎温泉事業協同組合は、駒ヶ根市と「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」を締結しました。

今回の協定は、災害時に高齢者や妊産婦など配慮が必要な方の避難所として、組合が旅館・ホテル等を提供する内容で、コロナ禍でも感染対策に配慮した避難生活に貢献する取り組みとなっています。

同組合の宇佐美宗夫理事長は、「これまで地域の人に支えられてきたので、災害時には被災者の方が安心して生活できるよう最善の努力をしたい」と話されました。



組合員企業がコロナ対応の取り組みを実施

～長野県紙器段ボール箱工業組合～

株式会社コトブキパック

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、テイクアウトを実施する飲食店が多くなっています。それに伴い、持ち帰り用のプラスチック容器やレジ袋の消費がさらに増加することで、プラスチックごみの問題が一層深刻化することが懸念されています。

そこで、福井県福井市の洋食店「グリルあまから」は、環境にも優しい紙製の容器である「OKAMOCHI (オカモチ) カフェバッグ」を開発しました。近年の「脱プラ」の流れに沿った取り組みで、「プラスチックも海洋プラスチックも使わず、紙だけで持ち運べれば、海洋プラスチックごみ問題の解決策にもなる。」と着想しました。

紙製の食品トレー2つと紙コップを持ち運ぶことができる「OKAMOCHI カフェバッグ」ですが、特殊な形状であるため、松本市で紙器の製造・販売を行う株式会社コトブキパックに製造が委託されました。

新型コロナウイルス感染症により大きく変化する社会状況に対応した取り組みとして、非常に注目されています。



有限会社芳川紙器

有限会社芳川紙器は、新型コロナウイルスの感染リスク軽減に役立つ様々な製品を製造・販売しています。

下の写真は、同社が製作した段ボール製のパーテーションです。カウンターやデスク等に設置することで、飛沫感染を防止することができます。段ボールの部品でパネルを支える構造となっているため軽量で、組立後の移動も簡単です。

また同社は、芳川地域づくり協議会からの依頼を受け、災害時などに避難所で使用するコロナ対策用の段ボール製間仕切りを製作しました。災害時に多くの住民が身を寄せる避難所は集団感染のリスクが高いことが指摘されていますが、この間仕切りを設置することで、避難された方の感染対策とプライバシー確保につながります。



今後は、災害時に避難所で設置されるほか、地域の防災訓練等の機会に住民向けの組み立て体験などに使用されるとのことです。

官公需共同受注の成功事例の紹介

～協同組合長野シーアイ開発センター～

全国中小企業団体中央会が毎月発行している機関誌「中小企業と組合」において、協同組合長野シーアイ開発センターが官公需共同受注の成功事例として取り上げられました。

ここでは、「中小企業と組合」で紹介された当組合の活動事例のポイントをご紹介します。

1. CIとは？

CI(コーポレートアイデンティティ)は、市場環境の変化を予測し、それに対応するための企業体質の改善を図り、さらに企業イメージの差異化によって市場における優位性の実現を目指す手法のことです。

この考えを企業だけでなく地域社会にも応用し、地域の活性化と発展を目指すことを目的に構築されたのが地域CIです。

2. 組合事業の経過・内容

当組合は、1990年の設立以降、地域CI計画の導入支援事業やマルチメディアを活用した地域CI手法の研究開発に取り組んできました。また、企業・団体だけでなく自治体等からの地域CI導入事業の受注が増加していく中で、調査研究やワークショップ開催等のノウハウも蓄積されてきました。

その後、CI導入事業に続いて、自治体等から各種の調査研究事業や総合計画策定業務の依頼が増え、共同受注業務の幅が大きく広がっていきました。

2003年には、官公需適格組合を取得してさらに事業が拡大しました。受注業務は多岐にわたっていますが、近年は自治体等が行う各種の調査業務及び施設管理運営業務が中心となっています。

3. 当組合の強み

受注事業では、当組合が積み上げてきた実績やノウハウを活用し、企画・調査・デザイン・設計・印刷等の組合員の業種特性をコーディネートすることにより、異業種組合ならではの事業を提案実施できることが強みとなっています。

4. 官公需共同受注における工夫

当組合では、入札参加や業務発生の度に、共同受注委員会を開催し、様々な業種の組合員に仕事を配分しています。また、これまでの事業だけに固執するのではなく、地域や行政のニーズを捉えた上で、各業務での経験を活かし積極的な事業拡大を図ることで、官公需の共同受注実績を上げてきました。今後も、将来を見据えた新たな事業展開を検討しているとのことです。

組合概要

協同組合長野シーアイ開発センター

住所：長野市大字西長野2番地4

TEL：026-234-1239

設立年月日：1990年9月11日

出資金：2,100,000円

主な業種：屋外広告業、印刷業、デザイン業、ディスプレイ業、広告代理店、経営コンサルタント業、土木建築サービス業、電気通信工事業を行う事業者

中小企業組合等課題対応支援事業のご案内

中小企業等課題対応支援事業では、新たな活路の開拓や、単独では困難な問題の解決など中小企業の発展に寄与する様々な取り組みを支援します。補助率の上限は10分の6で、本事業を活用した団体の95%以上が「効果を実感した」と回答しています。

本事業の主な内容につきましては、以下をご覧ください。ちなみに、本事業は令和3年度政府予算を前提としていますので、今後内容が変更になる場合がございます。あらかじめご了承ください。

1

新しい取り組み等を包括的に支援!!

中小企業組合等活路開拓事業

組合等を中心に共同して調査研究、将来ビジョンの策定、試作品の開発など、様々な取り組みに対して支援します。

活路開拓事業

専門家を招聘した委員会で検討を行い、市場調査、試作品の開発、ビジョンの策定、成果を発表するなどして、課題を解決、成果を共有する取り組みを補助します。



※大規模・高度型は補助金申請予定額が1,200万円を超え事業終了後3年以内に売上高が10%以上増加することが見込まれるもの、または、コストが10%以上削減されることが見込まれるものに限りです。

展示会等出展・開催事業

国内外の展示会への出展や展示会の自主開催を補助します。(商品等の販売を伴う出展・開催は不可)



2

IT活用による経営革新などを支援!!

組合等情報ネットワークシステム等開発事業

組合等が行うアプリケーションシステムや情報ネットワークシステムの開発、開発のための計画立案やRFP(提案依頼書)策定を支援します。

- 外部から専門家を招聘してシステム設計の検討を行ったり、専門業者に対してシステム開発を外注したりする経費等を補助します。
- システムを構築する場合には組合等の業務分析や計画が立案されているなど、事前に準備活動が必要です。
- 既存のシステムの機能追加・拡張も対象となりますが、単純なリプレイス、更新等は対象となりません。



※大規模・高度型は補助金申請予定額が1,200万円を超え事業終了後3年以内に売上高が10%以上増加することが見込まれるもの、または、コストが10%以上削減されることが見込まれるものに限りです。

●お問い合わせ

長野県中小企業団体中央会 住所：長野市大字中御所字岡田131-10 TEL：026-228-1171(代表)

第35回

市町村の イチオシ!

信州ならではの特色ある市町村のイチオシをご紹介します。



木島平村章(昭和48年7月14日)

Kijimadaira Village

木島平村

北信州の絶景を望む天空の秘湯

馬曲温泉は、昭和63年より営業を始めた温泉地です。

馬曲川沿いの山間部にあり、戦国時代の山城のある山々が見える馬曲温泉からの眺望は、日本経済新聞が選定した『雪景色が素晴らしい温泉』において東日本で一番と評価されたこともあり、山々の雪景色に囲まれた風情ある温泉です。冬景色で評判になった馬曲温泉ですが、四季を通じて景観の良い温泉としての評価もされている温泉です。



幻の滝「樽滝」



木島平村を流れる樽川の上流に幻の滝と称される「樽滝」があります。

毎年5月8日と10月の第4日曜日の2回のみ、水が流れ落ちることからこのように呼ばれています。

50mを超える高さから流れ落ちる滝を一目見ようと、多くのカメラマンや観光客の方がお見えになります。また当日は、村内各地で催しなどもあり、賑わいを見せています。

道の駅ファームス木島平

トマトの加工工場であった施設を改修し、平成27年にオープンした施設です。

施設内には、そば屋、カフェ、直売所があり、木島平村の玄関口として観光客だけではなく、芝生広場や木製遊具などがあり、近隣の方も楽しめる施設となっています。

そば処「村」では、村の名産でもある「名水火口そば」が人気です。木島平村産のそば粉と地元の清らかな水、つなぎに北信地方でのみ使用される貴重な雄山火口（オヤマボクチ：ヤマゴボウの葉）を使い、二八で打ち上げた風味豊かでのど越しよく、噛み応えのある手打ちそばです。



カヤの平のブナの原生林は村の宝です。そこから流れ出る清らかで豊かな水がアスパラガス、ズッキーニ、白ネギなどの農産物を育ててくれます。特に木島平米は評価が高く自信をもってお勧めできます。また地元産の蕎麦粉を使った「名水ボクチそば」もおすすすめです。馬曲温泉露天風呂からの絶景で身も心も癒してください。田舎暮らしを家族で体験できる移住体験住もあります。



木島平村長
日基 正博

3Dスキャナーなど最新技術による高度計測サービスで「地下と地上の一元化」を目指す。

数多くの最新機器でニーズに応える

地図の編集から道路、橋梁等の社会インフラ整備、農地や宅地開発などに不可欠なのが、測量。その技術は飛躍的に進化をとげ、平面的な世界から3次元、4次元の世界へと広がっています。



地下埋設管配管位置計測システム

共栄測量設計社は1962（昭和37）年、測量業として創業。公共事業を中心に、測量全般、各種台帳整備などの空間情報システム、地籍調査で実績を上げ、1988年に補償コンサルタント業務にも進出しました。以来、GNSS測量機、トータルステーションなど最新技術を取り入れ、複雑化・高度化する時代のニーズに応えています。

2005（平成17）年からは「測る」ことに特化した企業を目指し、海外から地上型3Dレーザースキャナーを導入し、3D測量、非破壊検査などの特殊測量・調査をスタート。急峻地形や人が立ち入れない場所、遺跡・文化財調査や福島第一原発事故における除染区域の計測など、特殊な場所でのデータ取得にも積極的に取り組んでいます。

さらに全国初の水中計測機器、平成27年度補正のものづくり補助金で設備した地下空洞測量用ボアホールレーザースキャナーなど、数多くの特殊計測機器を所有する全国でも稀な企業として事業を展開。公共事業が6割、大手コンサルタント・ゼネコンなど民間からの受注が4割となり、国内全域をエリアに高度な計測サービスを提供しています。

地下埋設管配管位置計測システムで特許



同実験状況

下水道、ガス、農業用水等の地下埋設管の正確な位置情報を得るため、同社は2010年から産学連携により地下埋設管配管位

置計測システムの研究開発に着手。2014年に「多関節角度センサを用いた配管位置計測システム」を日本で初めて開発し、特許を取得しました。



モバイル3Dスキャナー

さらに、地下部の情報と地上の構造物などの正確な位置情報の融合により「地下と地上の一元化」を目指して、平成29年度補正のものづくり補助金を活用。マッピング・モバイル3Dスキャナーと点群データ編集ソフトウェアを導入し、地下・地上の位置関係を一元化させる高度計測サービスの実用化にこぎつけました。

大手コンサルタント企業から森林にある砂防施設の調査・計測作業を受注。3Dスキャナーにより計測時間の短縮、作業効率の向上、コスト縮減を実現するなど、成果も現れています。同社では今後さらに、官民あわせて新たな受注につながることを期待しています。

さらに同社では、平成30年度補正のものづくり補助金で、GNSS測量機を活用して地下埋設管と地上位置を確定する革新的計測技術を駆使した高精度測量サービスの実用化にも取り組んでいます。



スキャナーデータと埋設管データの合成



株式会社共栄測量設計社

代表 代表取締役 山本 芳照

創業 1962（昭和37）年7月

資本金 2,000万円

従業員数 25名

本社 長野市大字柳原344-3

TEL.026-243-5549 FAX.026-243-5965

事業内容 測量、調査、補償コンサルタント、空間情報システム開発

<https://www.kyoei-sv.net>



好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 180

泰成株式会社（駒ヶ根市）

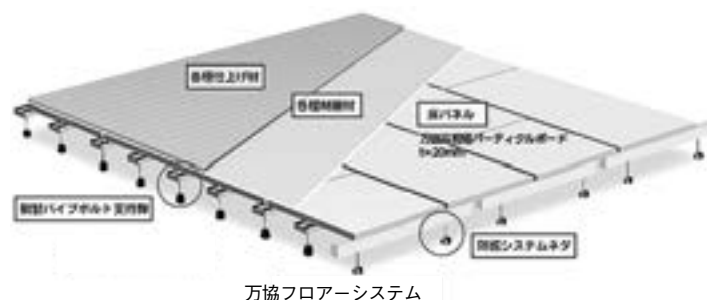
国内シェア40～50%!研究・開発から製造・販売まで一貫して行う乾式二重床のパイオニア。

国内シェア40～50%

泰成は1962(昭和37)年、カーステレオ・スピーカーシステムなど電機部品の加工で創業。68年に日本初の防振型根太受け金具「フローリング・スタンパー」を製造し、集合住宅用建築金物の研究・開発・製造にシフトしました。以来、メーカーとして各種建築物の床下地・二重床の製品開発・工法研究から製造・販売まで一貫して行っています。

同社は、乾式二重床のパイオニアとして高い知名度を誇ります。それはコンクリート(スラブ)に直接床を張らず、防振ゴムのついた支持脚で床パネルを支えるシステム。遮音・衝撃吸収・断熱性能にすぐれ、床下配管・配線が容易、施工・リフォームの省力化・合理化が図れるなどのメリットを持っています。独自の「万協フロー」は現在、国内シェア40～50%。首相官邸、六本木ヒルズ、東京オリンピック関連施設をはじめ、各種大型マンションなど全国のさまざまな建築物に採用されています。

同社の歩みは、床工法の研究開発の歴史でした。72年に脚付パネル方式「ベースエポック工法」を開発。83年には共通支持脚方式「万協フローシステム工法」を確立し、製品開発・工法研究・製造・販売を一貫して行う体制を整えました。99(平成11)年には支持脚の支柱に業界唯一、自社製造の金属パイプボルトを使用した、初のスラブ固定式乾式二重床「万協フロー・スラブロックシステム」の全国販売をスタートしました。



超低床型製品自動製造ラインを構築

近年、建築物のリフォーム・リニューアル市場が大きく成長しています。そこで天井高確保の必要性からニーズが高まっているのが、マンショ



超低床型製品自動製造ライン

ン・戸建て住宅のリフォームで使用する超低床型製品。製造工程に手作業が多いため生産数が少なく、工程の機械化による増産体制の構築が喫緊の課題となっていました。

そこで同社は平成30年度補正ものづくり補助金を活用。3カ所に分散していた生産拠点を集約し新工場を建設したことに合わせ、超低床型製品の自動製造ラインを構築しました。新ラインの導入により、約3,000個/日から10,000個/日に増加するなど生産性が大きく向上。手作業工程がなくなったため、均質な製品づくりと歩留まり向上も可能になりました。

また、新ラインの導入により新工場に集約した技術者のOJTやQC活動を強化。技術の伝承・共有を行い、技術者の多能工化を図ることで、人材不足が進む中でも工場全体の生産性向上を実現すべく取り組んでいます。

同社では今後、顧客ニーズに対応する「現場力」の向上に注力。中央自動車道やリニア中央新幹線を活かした新たな仕組みづくりも行い、さらに大きな市場の開拓を目指しています。



超低床型製品



泰成株式会社

代表 代表取締役 清水 雅弘
設立 1969(昭和44)年10月
資本金 3,000万円
従業員数 35名
本社 駒ヶ根市飯坂2-8-34



TEL.0265-83-1138 FAX.0265-83-9663
事業内容 万協フローシステム、その他床システムの開発・製造・工法研究開発・販売・施工
<https://www.bankyo.co.jp>

多文化共生

今年2月、東京五輪・パラリンピック組織委員会の森喜朗会長(当時)の女性蔑視発言が国内外で大きな問題になり、森氏が会長を辞任するに至りました。その際に話題になったのが「ジェンダー平等」のほかに、「多様性」ということです。

多文化共生とは

多様性という概念と密接に関連する用語として「多文化共生」があります。この言葉は、次のように定義されています。「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」(総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006年)。

毎年6月、私の母校(大学)の同窓会が松本市内で開かれます(コロナ禍の昨年は中止)。毎回、参加者のひとりが20分ほど、任意のテーマでプレゼンテーションを行っています。2014年には私が指名をいただき、「多文化共生について」というテーマでお話しさせていただきました。プレゼンの冒頭、「多文化共生という言葉をご存知の方はいらっしゃいますか」とたずねてみました。参加された30名ほどの中で手を挙げられたのはお一人、当時の信州大学学長だけでした。

それから7年、「多文化共生」という言葉は報道等でも見たり聞いたりするようになりました。とはいえ、まだまだ一般には馴染みが薄いというのが現状です。

「生活者」としての外国人

本誌「月刊中小企業レポート」をお読みになっている経営者等の皆様の中には、ご自分の会社・事業所で外国人が働いているという方が増えてきているのではないのでしょうか。外国人労働者を外国から呼び寄せ、あるいは日本の大学等に留学した卒業生を雇用する場合、その人たちは生活の基盤が日本にあるわけですから、日本の「生活者」でもあります。

日本で生活するとなると、住居が必要になり、病気やけがをすれば保健・医療サービスを受けることになります。子どもがいる人は日本での教育を考えなければなりません。しかし残念ながら、「生活者」としての在住外国人を支える仕組みはこれまで十分には考えられてきませんでした。

私は松本市内の日本語教室でボランティアスタッフを務めて11年目になりますが、以前こんなことがありました。中国人の母親が日本人と結婚したため、中国から松本市内の中学校に編入した3年生男子(中国人)を教えていました。「高校はどうするの?」とたずねると、「来年はもう一度、中学3年生をやりませう」と。担任の先生からは、数学以外の校内テストは受けなくていいと言われている、というのです。日本では外国籍の児童・生徒は義務教育の対象になっていないことから生じた、重大な問題のひとつです。

日本語を使える力

本誌2020年6月号のこのコーナーでは、外国人の在留資格を大小さまざまな「船」にたとえてご説明しました。たとえ

ば、「永住者」は在留期間と日本での活動が制限されない「大型船」。外国政府の大使・総領事等の在留資格「外交」は、外交特権を持つ外交官を接遇する「豪華客船」。日本にいる外国人はこれら種々の「船」に乗っているわけですが、船を動かすためには動力が必要です。その動力は何かということ、私は「日本語をその人に必要なレベルで適切に使える力」ではないかと考えています。「船」の種類に応じて、仕事で高度の日本語能力が求められている人、日常の買い物ができる程度で足りる人、子どもの保護者としてPTA等の場でコミュニケーションをとらなければならない人など、必要とするレベルは人それぞれです。しかしいづれにしても、仕事や生活をするうえで必要な情報を取得し、自分の頭で考え判断するためには日本語能力が不可欠であることは間違いありません。

外国人サポートのあり方

上記のように、日本に在住する外国人にとって最も必要なものは2つだと私は考えています。「在留資格」と「(その人に必要なレベルの)日本語能力」です。このうち「在留資格」については行政書士(申請取次行政書士)が申請等のサポートを法定業務として行っています。ただ、外国人を日本に呼び寄せたり、在留資格の変更・更新手続等をしただけでは、生活者としての外国人を支えるためには不十分です。行政書士の皆さんには折に触れて、在留資格以外のサポート分野にも目を向けていただくよう呼びかけています。

なお今年1月から、「長野県外国人材受入企業サポートセンター」が長野県行政書士会館(長野市)に開設されました。新たに外国人を受け入れる企業等の相談窓口で、県から長野県行政書士会が業務受託したものです。行政書士4名(非常勤)、社会保険労務士1名(同)が相談に応じますので、ご利用くださいますようお願いいたします。

社会の重要な課題

さて、翻って冒頭の「多文化共生」ですが、なぜこのようなことが言われるようになったのでしょうか。ひとつには、多様性を認める社会はしなやかで力強く、「多文化共生」は社会の活性化につながる。また、外国人の目から地域(日本)を再認識することができる、グローバル人材育成に資するなどメリットはいくつもあります。

移民政策を採らない日本においても、外国人の受け入れは国の将来の形、社会のあり方そのものに関わる重要な課題です。「多文化共生」について、皆様にも問題意識をもっていただければと思います。



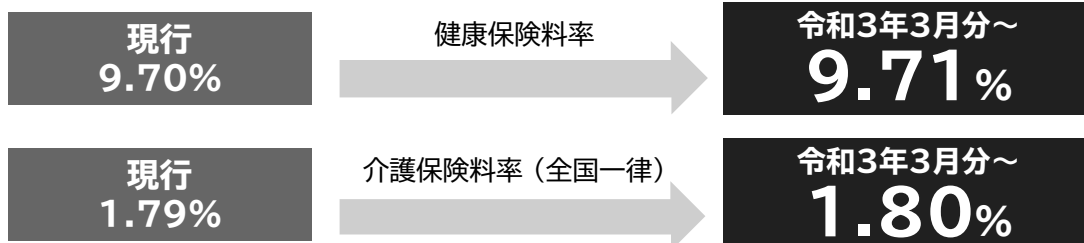
松本市内の日本語教室で催された「食文化交流会」(2018年12月)

協会けんぽ長野支部の加入者・事業主の皆さまへ

令和3年3月分（4月納付分）からの 協会けんぽ長野支部の保険料率についてお知らせします

令和3年度の長野支部の健康保険料率は+0.01%、全国一律の介護保険料率は+0.01%、令和2年度に比べ**引上げ**となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。

※任意継続被保険者の方は、本年4月分の保険料から変更になります。



健康保険料率は医療給付費*（支出の基礎）と総報酬（収入の基礎）から算出しており、令和3年度の保険料率は令和元年度の実績データを基に算出することとなります。長野支部の保険料率が上昇した主な原因は次の2点によります。

※医療費の総額から患者負担分を除いた、協会けんぽが療養の給付として支払う額（療養費、移送費を含む）。

一人当たり医療給付費が増加したこと

長野支部では加入者数が前年度（平成30年度）より減少したことで、医療給付費、総報酬ともに減少しましたが、一人当たり医療給付費は増加しました。

さらに、医療給付費の減少率より総報酬の減少率が大きかったため、保険料率の上昇につながりました。

インセンティブ制度で報奨金を得られなかったこと

協会けんぽのインセンティブ制度は5つの評価項目を評価し、評価の高い上位23支部に対して順位に応じた報奨金を付与し、翌々年度の保険料率に反映させるものです。

令和3年度の保険料率に影響する令和元年度実績において、長野支部は33位となり前年度20位から大きく順位を落としました。このため長野支部は報奨金が得られず、制度の財源分として盛り込んだ0.007%分の保険料率がそのまま上乘せとなりました。



事業主の皆さまへのお願い

健診結果が「要治療」の方へお声がけをお願いします

インセンティブ制度の評価項目のうち、長野支部が最も取り組むべき課題は要治療者の医療機関受診率の向上です。

健診結果により、血圧・血糖値の項目で「要治療」となった方が、未受診のまま経過すると、動脈硬化が進行し心筋梗塞や脳梗塞など重症化に至る可能性が高くなります。しかしながら、**該当者の4分の1は未受診のまま次の健診を迎えています。**

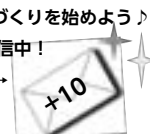
この状態を未然に防ぐために、生活習慣病予防健診受診後3か月以内に、医療機関を受診しなかった場合に、協会けんぽからご本人様宛てに受診案内を送付しています。

事業主の皆さまにおかれましても、従業員の方の健康を守るために、健診結果が「要治療」と判定された方に、放置することなくぜひ受診するようお声がけをいただくとともに、受診しやすい職場環境の整備をお願いします。



共に目指します。世界で一番（ACE）の健康長寿。
全国健康保険協会 長野支部
協会けんぽ

メルマガ登録から健康づくりを始めよう！
毎月10日に健康情報配信中！
登録はこちらから→→→



ETC

各種サービスのご紹介

大口・多頻度割引制度（後払制度）

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETC システムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。
但し、1 台月額 3 万円以上となります。

法人会員の ETC カードによる割引制度（後払制度）

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合の ETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

ITS-TEA

一般財団法人 ITS サービス高度化機構

申込み・問い合わせは

(協) 長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内

TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

中小企業・個人事業所の

大黒柱

休業支援共済

持病を
お持ちの方も
ご相談
ください。

共済商品の内容

保障のコース	① 入院共済金 入院1日目から30日まで	② 休業支援共済金 継続して30日以上入院	30日以上入院した場合 の合計額（①+②）
100万円 コース	1日につき 10,000円 入院共済金支払限度30万円	一時金で70万円	100万円
50万円コース	1日につき 5,000円 入院共済金支払限度15万円	一時金で35万円	50万円
30万円コース	1日につき 3,000円 入院共済金支払限度9万円	一時金で21万円	30万円

○ 詳細につきましてはパンフレットをご覧ください。

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階

0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階

TEL.026(269)0885

【東信支部】上田市常田 2丁目 20-26 トキタビル3階

TEL.0268(24)1789

【中信支部】松本市中央 1丁目 23-1 松本商工会館3階

TEL.0263(33)0510

【南信支部】諏訪市高島 2丁目 1201-40 RAKO 華乃井ホテルハレス1階

TEL.0266(78)4033

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.0265(24)7099

LIFE *with* METROPOLITAN

やすらぎと華やぎが出会う場所。



HOTEL METROPOLITAN
NAGANO



※画像はイメージです

 **HOTEL
METROPOLITAN**
NAGANO JR-EAST

ホテルメトロポリタン長野 検索

026-291-7000(代表)

<https://nagano.metropolitan.jp/>

経営者・役員・従業員とそ
 のご家族の
 安心の保障を準備するた
 めに
 中央会の共済制度をご活
 用ください。

BESTパートナー
 大樹生命



従業員のための
 退職金準備に
 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
 安定した退職金準備が
 できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
 大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
 万一の保障
 団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
 一般扱(口座振替扱月払等)で
 ご契約いただくよりも、
 保険料が割安になります!

オーナーズプラン
 経営者の
 各種リスクマネジメントのために
 パートナーズプラン
 役員・従業員の皆さまの
 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに
 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
 従業員さまのケガなどのリスクを
 カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
 三井住友海上火災保険株式会社
 業務災害補償保険 取扱代理店
 大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585
<https://www.taiju-life.co.jp/>

長野営業部 TEL:026-226-2820 諏訪営業部 TEL:0266-52-1356 上田営業部 TEL:0268-24-2755
 松本営業部 TEL:0263-35-8519 あづみ野営業部 TEL:0263-84-0256 佐久営業部 TEL:0267-62-0358
 飯田営業部 TEL:0265-24-4980 東御営業部 TEL:0268-64-5413

大樹-KB-2019-1064(損保) B-2020-101(2020.4)
 B-2020-1009(2020.4) 使用期限 2021.3.31

令和3年度 長野県中小企業団体中央会 理事会・通常総代会開催のお知らせ

◎**理事会** **日時** ※日程及び開催方法を含め追ってご案内いたします。

◎**通常総代会** **日時** 令和3年5月25日(火)午後2時 **場所** 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、日程及び開催方法が変更になる可能性がございます。詳細につきましては後日ご案内をお送りいたします。

長野県中小企業団体中央会、 長野県SDGs推進企業に登録!!

令和3年1月29日、長野県中小企業団体中央会が、長野県SDGs推進企業に登録されました。SDGsの目標達成に向けて、本会は中小企業連携専門支援機関として、組織化を通じた中小企業・小規模事業者の持続的・発展的な取り組みを推進し、強固な連携による共同事業で企業価値を向上させ、地域経済・社会の振興発展に寄与するための事業を創造、実践します。

今後の重点的な取り組みは以下の3点です。

1. 「ものづくり補助金」活用や組織化による事業者の生産性向上の推進
2. SDGs推進企業登録制度の登録支援による中小企業の持続可能な事業展開への貢献
3. BCP及び事業継続力強化計画の策定や共済、保険の導入支援による防災・減災への取り組み

会員の皆様や関係機関と連携・協力しながら実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。



☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任 (CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。”
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を買く活用

中退共

小企業
退職金
積立制度

「中退共」で
検索!

<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>
【国】勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート MONTHLY REPORT

2021

3

No.532

第532号 令和3年3月10日発行
発行人 井出 康弘

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町 131-10
長野県中小企業会館内 4F
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社



はやく。 つよく。 ともに。

長野支店	〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11	TEL:026-234-0145
諏訪支店	〒392-0026 諏訪市大手1-14-6	TEL:0266-52-6600
松本支店	〒390-0811 松本市中央2-1-27	TEL:0263-35-6211

新型コロナウイルス感染症に関する
商工中金の対応について

商工中金は、「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を開設し、
影響を受けた中小企業の皆さまの資金繰り相談等に対応しております。
〈お問い合わせ先〉0120-542-711（平日および土日祝日 午前9時～午後5時）



人を思う。未来を思う。

商工中金